

【常用字翻刻】社寺御取調べに付書上帳写

Q.1の古文書の形態は？ A.【 豎 帳 】

(表紙) ※読点と返り点およびルビを補っています。

明次<sup>(治)</sup>三年  
 社寺御取調べに付書上帳写  
 四月  
 河州<sup>(河)</sup>讚良郡<sup>(市)</sup>  
 萱嶋<sup>(か)</sup>流<sup>(や)</sup>作<sup>(ま)</sup>新<sup>(ら)</sup>田<sup>(う)</sup>

一、神明社

一、天満宮社

一、地神大明神社

境内 拾五步<sup>五間</sup> 御年貢地二御座候

本社 梁行式尺式寸 桁行五尺式寸 三ヶ所

但し、屋根柿<sup>(けら)</sup>葺<sup>(ぎ)</sup>

本社<sup>(あまおおい)</sup>雨<sup>(あ)</sup>覆<sup>(ま)</sup> 梁行式間 桁行三間

三ヶ所

但し、屋根瓦<sup>(かわら)</sup>葺<sup>(ぎ)</sup>

但し、神主は無<sup>(者)</sup>御座<sup>(者)</sup>候、神事之節は、佐太

天満宮神主相雇ひ申候、平日は、支配人取扱

申居候、以上

一、氏子 六軒

右之通り、相違無<sup>(者)</sup>御座<sup>(者)</sup>候、以上

河州讚良郡

萱嶋流作新田

支配人

兵右衛門<sup>(市)</sup>

助支配人

善五郎<sup>(市)</sup>

境<sup>(境)</sup>原社寺局

御役所

(表紙)

明治二年  
 社寺お取調べに付書き上げ帳写し  
 四月  
 河州讚良郡  
 萱嶋流作新田

一、神明社<sup>(市)</sup>

一、天満宮社<sup>(市)</sup>

一、地神大明神社<sup>(市)</sup>

境内 十五步<sup>五間</sup> 御年貢地二御座候

本社 梁行二尺式寸 桁行五尺式寸 三ヶ所

但し、屋根柿葺き

本社雨覆 梁行二間 桁行三間 一ヶ所

但し、屋根瓦葺き

但し、神主は不在でございます。神事の際は、佐太天満宮

の神主を雇います。通常は、支配人が取扱い

申しております。以上。

一、氏子 六軒

右の通りで間違いはございません。以上。

河州讚良郡

萱嶋流作新田

支配人<sup>(市)</sup>

兵右衛門<sup>(市)</sup>

助支配人

善五郎<sup>(市)</sup>

堺<sup>(市)</sup>原社寺局

御役所

参照【用語】

①神明社

豊受大神を祀る。明治四〇(一九〇七)年、一旦、廃社。財産処分を受ける。昭和五五(一九八〇)年、「萱嶋神社」として再興。

【常用字翻刻】神社取調二付書上帳

(表紙) ※読点と返り点および文字を補ってあります。

慶応四年  
 神社取調二付書上帳  
 辰四月

河州讚良郡  
 萱嶋流作新田

小堀数馬御支配所

【現代語訳】神社お取調に付書き上げ帳

(表紙) ※読点と返り点および文字を補ってあります。

慶応四年  
 神社お取調に付書き上げ帳  
 辰四月

河州讚良郡  
 萱嶋流作新田

小堀数馬<sup>⑥</sup>御支配所

一、御氏神

一、神明社

一、天満宮社

右宮守之儀ハ、前々より支配人致来候

鰐口梵鐘等無<sup>⑦</sup>御座一候

右之通り、相違無<sup>⑧</sup>御座一候二付、乍<sup>⑨</sup>恐以<sup>⑩</sup>書附<sup>⑪</sup>御断奉<sup>⑫</sup>申上候

以上

右新田

慶応四年辰閏四月二日

支配人

兵右衛門<sup>⑭</sup>

助支配人

善五郎 印

裁判所

御役人中様

右書附、大坂裁判所寺社御役所江、兵右衛門持参

一、御氏神

一、神明社

一、天満宮社

右の宮守の儀は、前々より支配人が致してきました。

鰐口梵鐘<sup>⑦</sup>などございません。

右の通り、間違いございませぬので、恐れ入りますが書面にてお断り申し上げます。

右の新田

慶応四年辰閏四月二日

支配人

兵右衛門<sup>⑭</sup>

助支配人

善五郎 印

裁判所

御役人中様

右の書面は、大坂裁判所<sup>⑮</sup>寺社御役所へ、兵右衛門が持参します。

②天満宮社

菅原道真「菅原大神」を祀る。のち菅原社となる。

③地神大明神社

萱島開発者の神田氏の祖・善右衛門の霊を祀る。

氏神社↓地神大明神社↓祖霊社へ呼び名が変わる。

④支配人

新田支配人のこと。地主に代わって、新田の管理と農事の監督を行う立場の人。

⑤堺県

慶応四(一八六八)年六月二日、大阪府から堺役所を分割して堺県を設置。のち和泉、河内と大和三国の全域が県域となった。明治一四(一八八一)年二月七日、財政難であった大阪府を支えるため、大阪府に編入。

⑥小堀数馬

小堀正明。通称数馬。天保一四(一八四三)年に家督相続で京都代官、文久元(一八六一)年には京都所司代支配となる。家禄六〇〇石。生没年不詳。

⑦鰐口梵鐘

慶応四(一八六八)年三月以降、明治政府は神仏分離令に基づく法令を出し、『神仏習合』の神社から仏具類(仏像・鰐口・梵鐘等)や仏教色の一掃を命じた。

⑧大坂裁判所

慶応四(一八六八)年一月、大阪鎮台から大坂(阪)裁判所へ改称。旧西町奉行所を拠点に、民政と司法を担当する役所として設置された。